

「子ども・子育て支援新制度」 がスタート！

子ども・子育てをめぐる様々な課題を背景に、安心して子育てできる環境づくりを進めるために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立しました。この法律とその他関係する法律に基づき、幼児期の教育や保育、子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートしました。



- ◎ 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- ◎ 保育の量的拡大・確保
- ◎ 地域の子ども・子育て支援の充実

これらの課題に対して様々な取組をすすめていきます。

小田原市

平成30年4月1日作成



新制度の概要

1 教育・保育の利用にあたり、認定制度がはじまりました！

新制度では、幼稚園、保育所などの利用にあたり「必要性の認定制度」が導入されました。幼稚園、保育所、認定こども園などの施設や事業（P 4 参照）の利用を希望される保護者の方は、就労状況やニーズに応じた「認定」を受けていただき、それに応じて施設・事業を利用していただきます。

なお、認定は次の3区分となります。

(1) 3つの認定区分

◆1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
利用にあたっては、特に要件などはありません。

●[主な利用先] 幼稚園、認定こども園



◆2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由（P 3 参照）」に該当し、
保育所等での保育を希望される場合

●[主な利用先] 保育所、認定こども園



◆3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由（P 3 参照）」に該当し、
保育所等での保育を希望される場合

●[主な利用先] 保育所、認定こども園、小規模保育事業等

(2) 保育の必要量に応じた区分

3つの認定区分のうち、2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、さらに、「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに区分されます。

「保育標準時間」利用

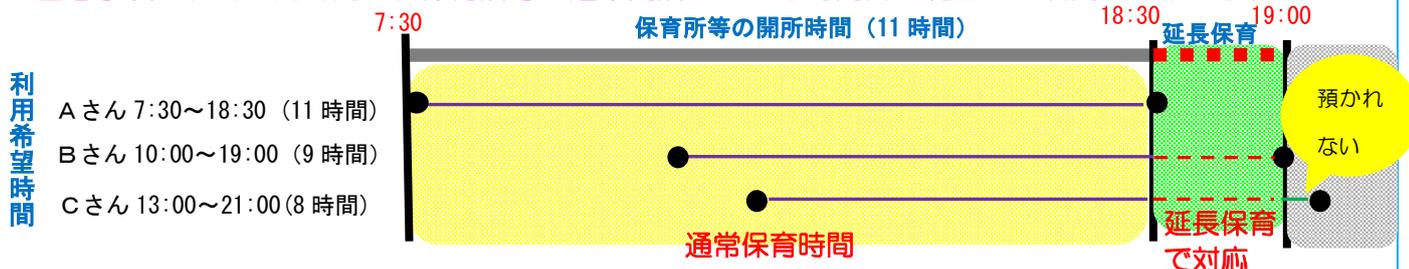
主に、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間はおおむね最長 11 時間。

「保育短時間」利用

主に、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間はおおむね最長 8 時間。

<「保育標準時間」利用の場合>

※留意事項 利用可能時間は、保育所等が通常開所している時間内の範囲での利用となります。



<「保育短時間」利用の場合>

※留意事項 利用可能時間は、保育所等が定める「保育短時間」の設定時間内での利用となります。



- ※ この図での開所時間や、「保育短時間」の設定時間は一般的な例です。実際の時間は、園によって異なりますので、ご注意ください。
- ※ 延長保育については、別途料金がかかります。延長保育実施状況は園によって異なります。
- ※ また、この図は、利用希望時間と開所時間、「保育短時間」の設定時間の関係を説明したもので、実際に園を利用する場合は、好きな時間に登園してよいわけではなく、園で定めた時間までに登園する必要があります。

(3) 保育を必要とする事由

保育所などで保育を希望する場合は、次にあげる「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- 妊娠、出産
- 保護者の方の疾病、障害など
- 同居または長期入院している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学（職業訓練校などでの職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること

など



2 新しい保育の場の創設

新制度のスタートに伴いこれまでの幼稚園、保育所、認定こども園に加え、「小規模保育事業」などの新しい保育の場が創設されました。各家庭の状況やニーズに合わせて施設や事業の選択の幅が広がります。

施設事業名	特色	対象年齢	利用時間
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う	3～5歳	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後の預かり保育などを実施
保育所	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	0～5歳	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設	0～5歳	0～2歳：夕方までの保育 3～5歳：昼過ぎごろまでの教育 保育が必要な場合は夕方までの保育
小規模保育事業	就労などで保育が必要な場合に、定員6～19人の少人数で、きめ細かな保育を実施 卒園後の受け入れ等のため、保育所や幼稚園と連携	0～2歳	主に夕方までの保育

※ 実際に教育保育を行う対象年齢は、施設・事業者により異なります。

※ 新制度では小規模保育事業以外に、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育という新しい事業形態がありますが、本市での実施は未定です。

幼稚園について

公立幼稚園は、新制度の対象施設に移行しましたので、認定証の交付や保育料等、新制度の仕組みの中で運営が行われます。

私立幼稚園については、新制度に移行するか、従来の制度のまま継続するか、それぞれの園が決定します。

市内の私立幼稚園10園のうち、平成28年度から御濠端幼稚園、平成29年度からは花園幼稚園が新制度に移行しています。新制度に移行した幼稚園の保育料はP5を御覧ください。なお、新制度に移行していない幼稚園の利用の手続きや保育料は今までと変わりません。

平成30年度は新制度に移行する園はありませんが、平成31年度以降に移行する場合がありますので、その場合は新年度の申し込みが始まるまでにお知らせする予定です。

3 保育料について

施設・事業の利用にあたっての保育料は家庭の所得状況に応じて、決定されます。また、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）

(1) 1号認定の保育料

（新制度に移行した幼稚園、認定こども園の幼稚園部分を利用する場合）

階層区分			1号認定利用者負担	
			第1子	第2子
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円
B	A階層を除き市町村民税の額が非課税又は均等割の額のみ世帯		ひとり親世帯等	0円
			その他の世帯	3,000円
C1	A階層を除き市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	ひとり親世帯等	3,000円
			その他の世帯	10,100円
C2		77,101円以上 211,200円以下	20,500円	10,200円
C3		211,201円以上 241,200円以下	24,000円	12,000円
C4		241,201円以上 281,200円以下	24,400円	12,200円
C5	281,201円以上	25,700円	12,800円	

※年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、その中で最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントし、第1子、第2子は上記の金額、第3子以降は無料となります。

なお、就学前の子どもは幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚園部、児童心理治療施設に入所または児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用していることが必要です。

※A～C1階層に該当する場合は、上記のカウントの方法ではなく、保護者と生計を一にする子（年齢上限なし）をカウントし、年齢の高い子から順に第1子、第2子、第3子とカウントします。

※ひとり親等世帯とは、ひとり親世帯、在宅障がい者（児）のいる世帯です。（詳細は7ページ）

○新制度に移行した私立幼稚園

新制度に移行した幼稚園に通園する場合や、認定こども園の幼稚園部分に通園する場合は上記の保育料となります。

○新制度に移行しない私立幼稚園

新制度に移行しない園についての保育料、入園料は、従来どおりで変更ありません。詳しくは各園にお問い合わせください。

○公立幼稚園

小田原市の公立幼稚園は、すべて新制度に移行をしましたので、公立幼稚園に通園する場合は上記の保育料となります。

(2) 2号・3号認定の保育料 (ひとり親等以外の世帯)

(保育所、認定こども園の保育所部分、小規模保育事業等を利用する場合)

階層区分		2号認定利用者負担(3歳以上)		3号認定利用者負担(3歳未満)	
		保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	A階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,000円 (0)	1,900円 (0)	3,000円 (0)	2,900円 (0)
C1	均等割の額のみ	6,400円 (3,200)	6,300円 (3,100)	9,300円 (4,600)	9,100円 (4,500)
C2	10,000円未満	8,500円 (4,200)	8,400円 (4,200)	11,400円 (5,700)	11,200円 (5,600)
C3	10,000円以上 48,600円未満	10,000円 (5,000)	9,800円 (4,900)	13,000円 (6,500)	12,800円 (6,400)
C4	48,600円以上 57,300円未満	11,500円 (5,700)	11,300円 (5,600)	16,000円 (8,000)	15,700円 (7,800)
C5	57,300円以上 67,500円未満	14,000円 (7,000)	13,800円 (6,900)	18,500円 (9,200)	18,200円 (9,100)
C6	67,500円以上 77,700円未満	16,000円 (8,000)	15,700円 (7,800)	21,500円 (10,700)	21,100円 (10,500)
C7	77,700円以上 87,900円未満	19,000円 (9,500)	18,700円 (9,300)	25,500円 (12,700)	25,100円 (12,500)
C8	87,900円以上 97,000円未満	22,000円 (11,000)	21,600円 (10,800)	29,500円 (14,700)	29,000円 (14,500)
C9	97,000円以上 123,300円未満	24,000円 (12,000)	23,600円 (11,800)	32,500円 (16,200)	31,900円 (15,900)
C10	123,300円以上 148,500円未満	25,000円 (12,500)	24,600円 (12,300)	36,000円 (18,000)	35,400円 (17,700)
C11	148,500円以上 169,000円未満	26,500円 (13,200)	26,000円 (13,000)	40,000円 (20,000)	39,300円 (19,600)
C12	169,000円以上 224,400円未満	27,500円 (13,700)	27,000円 (13,500)	44,000円 (22,000)	43,300円 (21,600)
C13	224,400円以上 266,200円未満	28,500円 (14,200)	28,000円 (14,000)	48,000円 (24,000)	47,200円 (23,600)
C14	266,200円以上 301,000円未満	29,000円 (14,500)	28,500円 (14,200)	52,000円 (26,000)	51,100円 (25,500)
C15	301,000円以上 349,000円未満	30,000円 (15,000)	29,500円 (14,700)	56,000円 (28,000)	55,000円 (27,500)
C16	349,000円以上 397,000円未満	31,000円 (15,500)	30,500円 (15,200)	60,000円 (30,000)	59,000円 (29,500)
C17	397,000円以上	32,000円 (16,000)	31,500円 (15,700)	64,000円 (32,000)	62,900円 (31,400)

- ①年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。
- ②【B階層】 保護者と生計を一にする子(年齢上限なし)のうち、年齢の高い児童から上の金額、2人目以降は0円
- ③【C1~C5 階層(所得割が57,700円未満の世帯に限る。)】 保護者と生計を一にする子(年齢上限なし)のうち、年齢の高い児童から上の金額、2人目は半額(カッコ内の金額)、3人目以降は0円
- ④【C5~C17 階層(所得割が57,700円以上の世帯)】 同一世帯に、「対象施設(※)」に入所または支援を受けている就学前児童がいる場合は、その子のうち年齢の高い児童から1人目は上の金額、2人目は半額(カッコ内の金額)、3人目以降は0円

【※対象施設】 ・認可保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・地域型保育事業
・特別支援学校幼稚部 ・児童心理治療施設 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援

(3) 2号・3号認定の保育料 (ひとり親等世帯)

(保育所、認定こども園の保育所部分、小規模保育事業等を利用する場合)

階層区分		2号認定利用者負担(3歳以上)		3号認定利用者負担(3歳未満)	
		保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	A階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0円	0円	0円	0円
C1	均等割の額のみ	3,200円	3,100円	4,600円	4,500円
C2	10,000円未満	4,200円	4,200円	5,700円	5,600円
C3	10,000円以上 48,600円未満	5,000円	4,900円	6,500円	6,400円
C4	48,600円以上 57,300円未満	5,700円	5,600円	8,000円	7,800円
C5	57,300円以上 67,500円未満	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
C6	67,500円以上 77,101円未満まで	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
C6~ C17	77,101円以上	ひとり親等以外の世帯のC6~C17階層と同様に算定			

- ①年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。
- ②【C1~C6階層(所得割が77,101円未満の世帯に限る。)】 保護者と生計を一にする子(年齢上限なし)のうち、年齢の高い児童から上の金額、2人目以降は0円
- ③婚姻歴のない(未婚)ひとり親家庭に対しては、寡婦(夫)控除をみなし適用して算定することで、保育料が減額になる場合があります。該当する方は、事前にお問い合わせください。

●ひとり親等世帯とは次の世帯です。

- ・ひとり親世帯(寡婦(夫)控除のみなし適用を受けているひとり親世帯を含む。)
 - ・次の在宅障がい者(児)のいる世帯(保育料の算定に当たり手帳等の写しの提出が必要となります。)
- 身体障害者手帳の交付を受けた者
 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 療育手帳の交付を受けた者
 特別児童扶養手当の支給対象児童
 国民年金の障害基礎年金等の受給者



施設・事業の利用の流れ

幼稚園、保育所等を利用するには、おおむね次のような流れにより手続きをしていただきます。

○ 幼稚園、認定こども園の幼稚園部分を利用希望の場合

幼稚園を利用希望の場合は、施設に申込をしていただきます。1号認定を受けていただく必要がありますが、入所内定後に園で取りまとめて、市に申請をしますので、認定申請書は園に提出していただくことになります。認定証の交付後、最終的に園との契約となります。

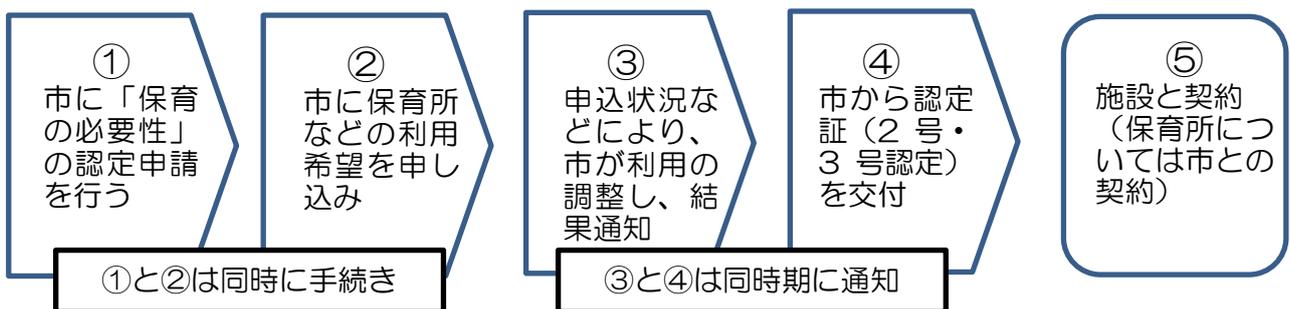
公立幼稚園では、入所申込書と同時に1号認定申請書を提出していただき、入所申し込みと認定の申請を同時に行い、手続きを簡略化しています。



新制度に移行せず、現行制度のまま継続する幼稚園の利用手続きについては、現在と変わりません。支給認定を受ける必要はありません。

○ 保育所や認定こども園の保育所部分、小規模保育事業を利用希望の場合

保育所や小規模保育事業を利用希望の場合は、市に申込をしていただきます。認定の申請は、申込と同時に行っていただきますので、事前の手続きは必要ありません。入所選考の結果通知と同時期に認定証をお送りします。その後、施設との面談等を行って、最終的に入所が決定します。小規模保育事業については、施設と直接契約、保育所は従来どおり市との契約となります。



お問い合わせ先



◆小田原市 保育課 保育係

電話 0465-33-1451

Eメール hoiku@city.odawara.kanagawa.jp